

■議案第51号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社 あぐり窪川」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」

施設の所在地 四万十町日野地605番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 株式会社 あぐり窪川

団体の所在地 四万十町平串284番地1

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」は、町民の健康でゆとりのある生活の向上に寄与するため、健康増進と保養等の活動の促進を図り、あわせて地域間交流その他の用に供する施設として設置した施設であり、平成24年4月1日より平成27年3月31日まで、「株式会社 あぐり窪川」を指定管理者として指定し、指定管理業務にあたってきました。

指定管理期間中は、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されるとともに、今後も公の施設の目的を理解し、四万十町湯の里ふれあいの家条例に規定している業務を着実に実行できるものと判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。